

該非判定結果

■本該非判定結果は 2021年1月27日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
DCバルス電源	DPG-5P, DPG-10P	非該当	2項(41)	1条四十八号 1条五十号	スイッチングを行う組み立て品で、バルス発生器であるが、対象となる性能を満たしておらず、非該当である。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
異常放電防止器	A2K-20K A2K-40K, A2KH-25, A2K-ITO80	非該当	2項(41)	1条四十八号 1条五十号	スイッチングを行う組み立て品で、バルス発生器であるが、対象となる性能を満たしておらず、非該当である。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
異常放電防止器	STARBURST	非該当	2項(41)	1条四十八号 1条五十号	スイッチングを行う組み立て品で、バルス発生器であるが、対象となる性能を満たしておらず、非該当である。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	EAR99	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
MFユニット	MFU-20K	非該当	2項(13)	1条十八号	スパッタリング用AC電源であり、誘導炉、アーク炉、溶解炉では使用できない	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(41)	1条四十八号 1条五十号	スイッチングを行う組み立て品で、バルス発生器であるが、対象となる性能を満たしておらず、非該当である。					
AC電源	MFS-50/H, MFS-50/H用MFユニット, MFS-100/H, MFS-100/H用MFユニット	非該当	2項(13)	1条十八号	スパッタリング用AC電源であり、誘導炉、アーク炉、溶解炉では使用できない	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(41)	1条四十八号 1条五十号	スイッチングを行う組み立て品で、バルス発生器であるが、対象となる性能を満たしておらず、非該当である。					
LCフィルタ	LC1P-5A,LC1P-25A	非該当	2項(41)	1条四十八号	バルス発生器に使用するLCフィルタであり、対象となる性能を満たしておらず、非該当である。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。